

二次保健医療圏と病床割り当ての手続き

逗子市は、神奈川県保健医療計画の中で、横須賀市・三浦市・鎌倉市・葉山町と共に、横須賀・三浦地区二次保健医療圏に位置づけられており、病床の割り当ては、この医療圏で定められた基準病床数の範囲で措置され、各医療機関からの要望に応じて神奈川県が手続きを行います。

神奈川県保健医療計画とは

医療法第30条の4第1項の規定により策定する法定計画で、県民が身近なところで、質の高い医療を安心して受けられるよう、県の保健医療システムの目指すべき目標と基本的方向を明らかにするものです。

二次保健医療圏について

一般的な入院医療への対応を図り、保健・医療・福祉の連携した総合的な取組みを行うために市区町村域を超えて設定する圏域のことで、県内の二次保健医療圏は次の市（区）町村で構成される9圏域です。

二次保健医療圏	構成市（区）町村
横浜	横浜市
川崎北部	高津区、宮前区、多摩区、麻生区
川崎南部	川崎区、幸区、中原区
相模原	相模原市
横須賀・三浦	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
湘南東部	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西部	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県央	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
県西	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

病院及び有床診療所の開設又は病床数の増加について（事前協議）

① 病床の状況の確定

各年度4月1日現在の基準病床数および既存病床数を確定させます（7月頃）

② 対象二次保健医療圏等の公表 【毎年必ず公募するとは限りません】

病床の不足地域において、地域の医療需要等を踏まえて募集を行うか否かを決定し、対象となる二次保健医療圏、病床数、公募条件を公表します。（10月頃）

③ 事前協議の申出受付

圏域ごとの窓口において、協議書および必要書類を受け付けます。（11月頃）

④ 審議

- ・ 地域医療構想調整会議等の地域の会議での審議
- ・ 県保健医療計画推進会議の意見聴取
- ・ 県医療審議会への報告

⑤ 事前協議の結果通知

病床の配分結果が決定します。（3月頃）